

広島県告示第五百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名		土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
土石流	土石流	表区域の示	広島県安芸郡熊野町平谷及び呉市押込四丁目地内
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
平谷川支川 (三七b)	平谷川支川 (三七a)	自然現象の種類	土砂災害防止法による土砂災害の発生原因
土石流	土石流	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂法 め第へ関防に害砂法 る八平す止お災害に 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。